

2011年1月21日提出

経済産業省経済産業政策局 知的財産政策室

「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）」

パブリックコメント担当宛

「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について（案）」

氏名	
団体	日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会
住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-1 朝日生命大手町ビル 18 階
電話番号	03-5205-3321
FAX番号	
電子メールアドレス	saimako@yahoo-corp.jp
御意見	<p>・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）</p> <p>「のみ」要件の見直しなど技術的制限手段回避装置等の提供行為に係る民事規定の適正化について（P4- ）</p> <p>・ 意見内容</p> <p>「のみ」要件を見直し、「専ら」要件とすることにつき、特段の異論はない。</p> <p>・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）</p> <p>違法著作物の流通による被害の甚大さについては理解をしており、何らかの対策が必要であると考えます。一方、規制の強化については、被害実態を踏まえた権利者の保護と規制強化による副作用とのバランスを保つことが必要である。規制強化により企業における相互運用性の確保のための研究開発が委縮するなど、事業活動に支障をきたすおそれがあるため、報告書（案）においても指摘されているとおり、平成 11 年の規制導入時における「必要最小限の規制内容にとどめるとの基本原則」を引き続き踏襲すべきである。</p> <p>かかる観点から、規制が最小限とはいえず、対象機器の範囲が過度に不明確となるおそれのある、「主たる」等の要件は、不適切であると考えます。</p> <p>・ 該当箇所</p> <p>例外規定の整備（P9）</p> <p>・ 意見内容</p>

「のみ」要件の見直しによる追加的な例外規定を整備する必要はない」と結論づけられているが、見直し後の実態について調査を行い、現状把握を行ったうえで、必要に応じて例外規定の整備について検討を行うべきである。特に、相互運用性達成やセキュリティ検査、著作権・特許権の侵害調査のための回避行為等の正当な利用行為については、例外規定の整備について検討の余地があると考ええる。

・理由

「のみ」要件の見直しによる影響として、技術開発等の委縮が懸念される。また、セキュリティ検査や著作権・特許権の侵害調査にも支障が出ることが懸念される。少なくとも、現段階で例外規定の整備が不要と結論づけるのは尚早である。

・該当箇所

技術的制限手段の回避行為に対する規制の在り方について (P10-11)

・意見内容

「個々の技術的制限手段の回避行為そのものを不正競争防止法における規制の対象とするかどうかについては、引き続き消極に解することが適当」との結論に賛成する。

・理由

回避そのものを違法行為としなくても、回避行為の後に行われる複製行為等が規制されればそれで足りるものと考えられる。特に、技術的制限手段のうちコピーコントロールの回避行為は、著作権の侵害行為として現行の著作権法により規制されていることから、敢えて現行の不正競争防止法を改正することの妥当性は低い。また、個々の回避行為そのものを規制の対象とすることは、事業者間の公正な競争を確保するという不正競争防止法の趣旨に鑑みて適切ではない。

・該当箇所

技術的制限手段の回避サービスの提供行為に対する規制の在り方について P12-14

・意見内容

「技術的制限手段の回避サービスの提供行為につき不正競争防止法において独立の規制の対象とするかどうかについては、消極に解することが適当」との結論に賛成する。

・理由

保守や修理等、利用者の利便性を確保し、かつ不正に技術的保護手段の回避を行わない真つ当な事業者に過度な負担を及ぼすおそれがあるため、回避サービスの提供行為に対する規制には慎重であるべきである。

・該当箇所

技術的制限手段回避装置等の製造行為に対する規制の在り方について (P15-16)

・意見内容

「技術的制限手段回避装置等の製造行為については、既存の法令によって一定程度の対応が可能であり、今後とも回避装置等の国内での製造実態とこれに伴う影響等を注視しながら対応を検討することが適当」とする結論に賛成する。

・理由

報告書案P10でも指摘されているとおり、マジコンは専ら海外で製造されていることから、製造行為の規制の立法事実が十分であるとは言い難い状況である。また、製造行為に対する規制は、技術開発等の委縮を生むおそれがあるため、規制には慎重であるべきである。

・該当箇所

技術的制限手段回避装置等の提供行為に対する刑事罰の導入について（P17-19）

・意見内容

技術的制限手段回避装置等の提供行為に対する刑事罰の導入につき、特段の異論はない。

・理由

違法著作物の流通による甚大な被害を抑制するために刑事罰を導入することに異論はないが、「のみ」要件を見直す場合には、違法な回避機器の範囲が不明確にならないよう、条文の立案には配慮いただきたい。

・該当箇所

技術的制限手段回避装置等に対する水際措置の導入（P22-23）

・意見内容

「水際措置を導入することが極めて有効」との考えに賛成する。ただし、税関において適切に運用がなされるような制度設計をお願いしたい。

・理由

違法コンテンツ対策の実効性を期すという観点から、水際措置の導入に賛成する。ただし、模倣品などと違い、技術的制限手段回避装置等は外形から違法な回避装置であるか否かの見極めが容易ではないため、効果的に、かつ誤った物品を差し止めることのないよう、税関で適切に対応できるような、明確で透明性の高い運用が担保されるための制度が必要である。

以上